

発行 平塚市 環境部循環型社会推進課（平塚市浅間町9-1）

TEL:0463-23-1111（代表）内線:2120

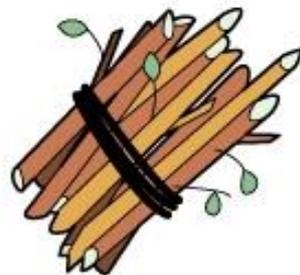
（平塚市のホームページではカラー版を掲載しています）<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/shigen-j/gomi-top.htm>

“10月1日から”（予約受付は9月18日から） せんてい 庭木を剪定した「枝」の収集方法が 予約制の各戸収集（無料）に変わります

*対象となる剪定枝は10月1日からごみ集積所にお出しにならないよう
お願いします。また、環境事業センター・粗大ごみ破砕処理場への搬入
はご遠慮ください。

対象となる「^{せんてい}剪定枝」

- ① 一般家庭の庭木等を剪定した枝・幹（葉が付いていても構いません）
- ② 1本の大きさが、太さ10センチ以下で長さ80センチ以下のもの。



各戸収集の流れ

① 予約専用電話に連絡
(0463-21-8796)
月～金 8:30～17:00



② 収集希望日と空き
状況を調整して予約



③ 収集日の8時30分までに
指定の場所へ排出。
回収に伺います。



- ・通常約1週間～2週間後の収集となります。
- ・収集時に立ち会う必要はありません。雨天の場合でも収集は行います。
- ・樹脂製、自然素材の紐（金属製の針金、ワイヤー等は不可）で大人一人が運べる重さに束ねてください。また、袋には入れないでください。
- ・道路に隣接した敷地内の見える場所に、通行の妨げにならないよう排出してください。

【各戸収集させていただいた剪定枝の行方】

- ・二宮町の剪定枝資源化施設に搬入し、処理後は発電の燃料や堆肥の原料になり、有効活用されます。分別排出へのご協力をよろしくお願いします。

裏面（収集できないもの）に続く

【収集できないもの】

- ・木製品等の加工品、建築廃材、土、砂
- ・落葉、葉のみ、草、竹、笹、シュロ、バラの茎等
- ・有害植物（ウルシ属、キョウチクトウ、アセビ、イチイ等）
- ・農業者等の事業活動から発生したものは収集出来ません。
- ・造園業者などの業者に剪定を依頼した場合は、処理も剪定をした業者に依頼してください。



左記の収集できない枝・茎は長さ30cm以下、葉・草は1回につき3袋まで可燃ごみに排出

家庭ごみは自分で燃やさないでください

ごみを庭や畑等で焼却処理する行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で原則禁止されています。家庭での焼却は煙や臭いが発生し、近隣の迷惑になります。また、焼却時の温度管理や排ガス対策が行われていないため、健康への影響が心配されています。ごみはルールを守って出してください。

○剪定した枝を排出する場合

今号で紹介させていただいた、予約制の各戸収集（無料）をご利用ください。（10月1日から）

○葉っぱ・刈り草を排出する場合

可燃ごみの集積所に排出ください。
（1回につき3袋まで）



10月1日から、ごみの名称が変わります！

ごみ処理の広域化に伴い、ごみの名称を変更します。「剪定枝（せんていえだ）」以外のごみの出し方に変更はありません。

現在	⇒	平成27年10月から
古紙		古紙類
布類		布類
金属類		空き缶類 金属
びん類		ビン
天ぷら油		廃食用油
ペットボトル		ペットボトル
プラクル		容器包装プラスチック
燃せないごみ		不燃ごみ
有害ごみ		蛍光管 有害ごみ
燃せるごみ		可燃ごみ
臨時ごみ・大型ごみ		粗大ごみ
小型家電		小型家電
(新規設定)		剪定枝(せんていえだ)

★「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」を改定し、9月上旬頃から全戸に配布します。

分別区分を確認してください！

リサイクルプラザに集められる資源再生物について、本来の分別区分と異なるものが出されています。

誤ったものが搬入されると、機械の故障や処理機能停止につながりますので、「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」を守っていただくようお願いします。



上の写真は、容器包装プラスチック（プラクル）として出された網が機械に絡まった様子です。このような大きな網は、30cm以下に裁断し、可燃ごみに出してください。